

おおいた地域連携プラットフォーム事業推進本部会議細則

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、おおいた地域連携プラットフォーム規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定により、事業推進本部会議に関し必要な事項を定める。

(設置の目的)

第2条 事業推進本部会議は、次の各号に掲げる目的により設置する。

- (1) 産業界、地方公共団体、高等教育機関等の事業協働機関による恒常的な議論の場を提供すること。
- (2) 産業界、地方公共団体、高等教育機関等の事業協働機関が大分県内の現状・課題を把握した上で解決に向けた連携協力を図る場を提供すること。
- (3) おおいた地域連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の目的達成のための事業運営に必要な事項を定め、各組織の効果的な運営を推進すること。

(構成)

第3条 事業推進本部会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 規約第13条第2項第1号に規定する部会長
 - (4) 規約第13条第2項第2号に規定する副部会長
 - (5) 規約第14条第4項第1号に規定する局長
 - (6) 規約第14条第4項第2号に規定する副局長
 - (7) その他事業推進本部会議において必要と認められる者
- 2 本部長及び副本部長は、プラットフォーム総会において選出する。
- 3 本部長が欠けたとき、又は事故があるときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号及び第2号の構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第1号及び第2号の構成員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 事業推進本部会議は、プラットフォームに係る事業を推進するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) プラットフォームに係る事業の推進・運営に関すること。
- (2) 規約第13条第1項に規定する部会の運営に関すること。

(事業推進本部会議の開催)

第6条 事業推進本部会議は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 事業推進本部会議の議長は、本部長をもって充てる。
- 3 事業推進本部会議に出席できない構成員は、その議決のための委任状を提出することができる。
- 4 事業推進本部会議は、出席した構成員の過半数（委任状を提出した者を含む。）をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより事業推進本部会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第4項の規定を準用する。この場合において、「出席した構成員」

とあるのは当該議事に参加した構成員とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について、次の事業推進本部会議において報告しなければならない。

(事務)

第8条 事業推進本部会議の事務は、規約第14条に規定する協働事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、事業推進本部会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年10月29日から施行する。